

土砂災害警戒情報の暫定基準廃止について

埼玉県と熊谷地方気象台は、平成23年（2011年）3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、震度5強以上を観測した市町では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、土砂災害発生状況、土砂災害危険箇所の点検結果及び降雨の状況をもとに検討した結果、下記のとおり、土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

記

1 暫定基準廃止日時

平成23年12月8日13時

2 暫定基準廃止市町

さいたま市、熊谷市、川口市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、吉見町、白岡町

これにより、埼玉県内で暫定基準を運用している市町はなくなります。

以上

本件に関する問い合わせ先

埼玉県県土整備部河川砂防課（048-830-5141）

熊谷地方気象台防災業務課（048-521-0058）